



出水期を前に堤防や水防資材を関係機関と合同で点検

手取川・梯川・石川海岸水防連絡会では、本格的な出水期を迎えるにあたり「重要水防箇所」及び「水防資材」の合同点検を実施します。

手取川・梯川の重要水防箇所ですら予想される危険や対策工法等を合同で現地確認を行うことで、洪水時の水防活動に万全を期すことを目的としています。

記

1. 点 検 日：令和 6 年 6 月 4 日（火）AM：手取川、PM：梯川

2. 点検スケジュール（抜粋）

■手取川（9 機関 31 名参加予定）

9:00 小姫公園（手取川出張所隣）集合

9:30 川北大橋右岸下流（巡視No. 1）

11:55 手取川橋左岸上流（巡視No. 6）

解散

■梯 川（7 機関 27 名参加予定）

13:15 梯川右岸 7.8k 堤防 集合

13:40 国府水防倉庫（巡視No. 1）

15:20 小松新橋左岸上流（巡視No. 5）

解散

3. 点 検 対 象：国土交通省が管理している区間内にある「重要水防箇所」及び「水防資材」のうち、特に重要な箇所。

4. 参 加 機 関：「手取川・梯川・石川海岸水防連絡会」の各関係機関（計 10 機関）石川県、小松市、白山市、能美市、川北町、北陸電力（株）、電源開発（株）、IR いしかわ鉄道（株）、金沢地方気象台、金沢河川国道事務所

参 考）出水期について

・手取川：6 月 15 日 ～ 10 月 15 日

・梯 川：6 月 15 日 ～ 9 月 30 日

※ 詳細な場所及び時間（予定）は、別紙のルート図をご参照下さい。

※ 取材を希望される方は、事前に以下の問い合わせ先までお申し込みください。



令和 5 年度のパトロール状況

金沢河川国道事務所
ホームページ



お 問 い 合 わ せ 先

国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所

事業対策官 みやもと 宮本 けんじ 憲治 076-264-9910

（流域治水課 直通）

参 考 資 料

○ 水防とは

洪水等がおきたとき、人命や財産を守るため、その地域に住んでいる人々がさまざまな技術で被害を最小限に食い止めようと活動することを水防活動といいます。水防活動は、みずからの地域をみずからの手で守るという基本的な考えをもとに昔から実施されています。

○ 水防法とは

昭和24年制定。カスリーン台風等により、大水害をもたらしたことから、水防の重要性が認識されたため施行されました。水防法は、水防に関する基本法であり、洪水又は高潮に対して、水災を警戒し、水害を防ぐ及び被害を軽減して公共の安全を保持することを目的としています。

○ 手取川と梯川の重要水防箇所

手取川・梯川直轄管理区間を管理する国土交通省において定め、市町及び石川県の水防計画に反映し、地域防災に用いられています。出水時には、地元の水防管理団体（手取川水防事務組合、小松市）がこれらの「重要水防箇所」の巡視・点検を行うなど水防活動に当たります。



重要水防箇所とは・・・

「重要水防箇所」とは、洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所をいいます。
重要水防箇所には、**A:水防上最も重要な区間、B:水防上重要な区間、要注意区間**の3ランクがあり、堤防の高さや洪水流下のための断面、堤防からの漏水等の観点から指定されます。

越水（溢水）

Aランク

国土交通省で定められた、計画高水流量時の水位が、現況堤防高を上回るところを、Aランクに指定します。

Bランク

計画高水流量時の水位と、今ある堤防の高さとの差が計画余裕高に満たないところを、Bランクに指定します。

堤体漏水

Aランク

以下に記載の評定基準に該当する箇所をAランクに指定します。

- ・堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所
- ・堤防脆弱性指数*が規定以上となる箇所のうち、堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所
- ・すべり破壊に対する安全性(Fs)が確保されていない箇所のうち、堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所

Bランク

以下に記載の評定基準に該当する箇所をBランクに指定します。

- ・堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所
- ・堤防脆弱性指数*が規定以上となる箇所のうち、Aランクに該当しない箇所
- ・すべり破壊に対する安全性(Fs)が確保されていない箇所のうち、Aランクに該当しない箇所

基礎地盤漏水



Aランク

以下に記載の評定基準に該当する箇所をAランクに指定します。

- ・堤防の機能に支障が生じる基礎漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所
- ・ $GNV \leq 1$ または局所動水勾配 $i \geq 0.5$ となる箇所のうち、堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所

Bランク

以下に記載の評定基準に該当する箇所をBランクに指定します。

- ・堤防の機能に支障が生じる基礎漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所
- ・堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎漏水に関する変状が集中している箇所
- ・ $GNV \leq 1$ または局所動水勾配 $i \geq 0.5$ となる箇所のうち、Aランクに該当しない箇所

水衝・洗掘

Aランク

以下に記載の評定基準に該当する箇所をAランクに指定します。

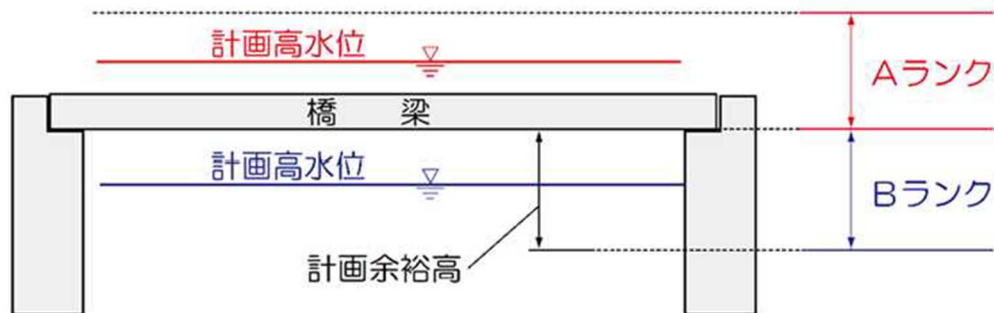
- ・水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。
- ・橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。

Bランク

以下に記載の評定基準に該当する箇所をBランクに指定します。

- ・水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。

工作物



Aランク

改善措置が必要な工作物の設置されている箇所

横断構造物の桁下高が計画高水流量規模の水位より低い箇所

Bランク

横断構造物の桁下高と計画高水流量規模の水位の差が、計画余裕高に満たない箇所

工事施工

要注意

出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。

新堤防・破堤跡・旧川跡

要注意

新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。

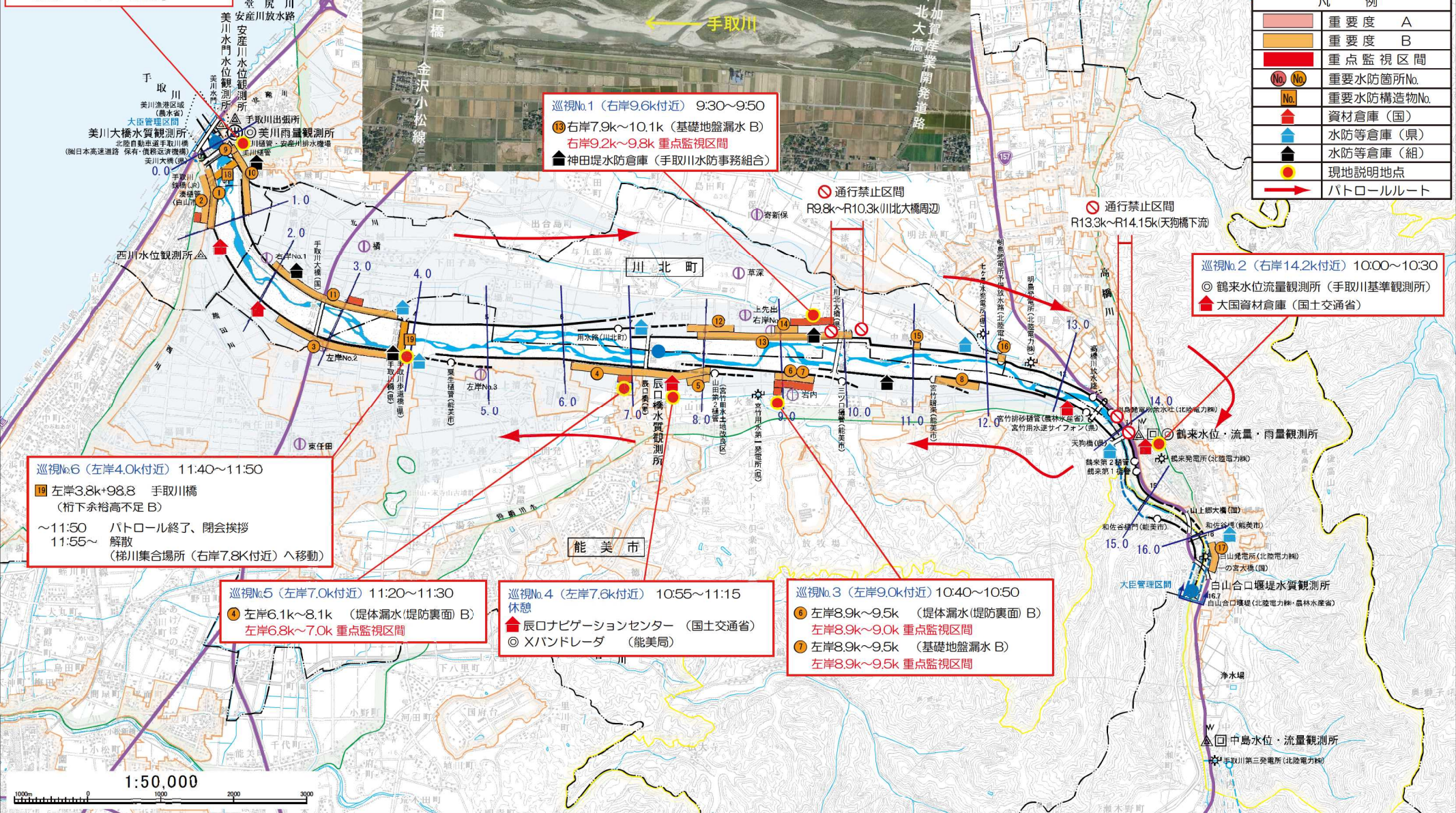
陸 閘

要注意

陸閘が設置されている箇所。

令和6年度手取川重要水防区域パトロール実施ルート図

● 小姫公園
9:00 集合、開催挨拶
9:10～ パトロール出発



令和6年度梯川重要水防区域パトロール実施ルート図

凡 例

重要度 A
重要度 B
重点監視区間
重要水防箇所No.
重要水防構造物No.
資材倉庫(国)
水防倉庫(県)
水防倉庫(市)
現地説明地点
パトロールルート

1:25,000

調整：国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 〒920-8648 石川県金沢市西念4丁目23番地5号 TEL: (076)-264-8800 (代)